



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 東洋刃物株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 允
(コード番号 5964 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 清野芳彰
(TEL (022) 358 - 8911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第138期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案に係る株式併合による当社株式の発行済み株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合を考慮し、発行可能株式総数を現在の4,000万株から400万株とするため、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 本定款一部変更は、第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。なお、本附則は当該変更の効力発生をもって削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
<新設>	附則 第5条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更は、平成27年10月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。 なお、本附則は当該変更の効力発生をもって、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（金）
定款変更の効力発生日 平成27年10月1日（木）

4. その他

本日別途、「株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上